

早稲田大学大学院情報生産システム研究科と 奈良工業高等専門学校の推薦入学に関する覚書

早稲田大学大学院情報生産システム研究科（以下「甲」と称する。）と奈良工業高等専門学校（以下「乙」と称する。）双方は、推薦入学に関する覚書を以下のとおり取り交わす。

（主旨及び目的）

第1条 甲は乙との友好的な協力関係のもとに、情報生産システム工学分野の有為な研究者及び技術者を育成するため、乙の推薦する専攻科学生（以下「学生」と称する。）を対象とした修士課程推薦入学試験（以下「本入試」と称する。）を実施するものとする。

（乙からの推薦者数）

第2条 本覚書に基づき、原則として乙から推薦する本入試の対象者数は、年度あたり

システム創成工学専攻から	若干名
物質創成工学専攻から	若干名
合計	4名以内とする。

（学生選考方法）

第3条 乙は、乙における学業成績が優れた学生を、本入試の出願締切日までに甲に推薦する。
2 甲は、乙の責任において推薦された学業成績が優れた学生に対して選考を実施し、甲における修士課程での学習及び研究の遂行が可能と認められた学生を相互信頼の精神を持って受け入れる。

（有効期間）

第4条 本覚書の有効期間は2023年4月1日～2028年3月31日とする。ただし、有効期間満了の1年前の日までに甲又は乙の一方が他方に対し更新拒絶を通知しない場合には、同様の条件で有効期間を更に2年間延長して更新することとし、以後も同様とする。
2 本覚書は、前項の規定により、2024年4月入学を対象とする本入試（2023年7月実施）から2028年4月入学を対象とする本入試（2028年2月実施）まで適用され、前項ただし書きの規定により有効期間が延長された場合は延長期間に対応する本入試にも適用される。

（変更・破棄）

第5条 有効期間中、甲乙双方の合意により覚書の内容を変更することができる。
2 本覚書を破棄する場合は、1年前迄に文書にて相手側に通知するものとする。

（本協定が終了する場合の特則）

第6条 第4条又は前条第2項の規定により本覚書が終了する場合にあっては、すでに本入試で入学が決定している学生が入学するまで効力を有するものとする。

（協議事項）

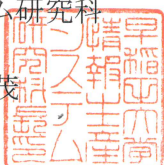
第7条 甲乙双方は、本覚書を遵守するものとする。なお、本覚書について疑義が生じた場合、又は本覚書に定めのない事項については、甲乙双方の協議により決定する。

この覚書を証するため本覚書を2通作成し、甲乙が記名押印後、各自1通を保管する。

2023年 1月 16日

甲：福岡県北九州市若松区ひびきの2-7
早稲田大学
大学院情報生産システム研究科
研究科長

藤村 茂



乙：奈良県大和郡山市矢田町2-2番地
奈良工業高等専門学校

校長

後藤 景子

